

# HOT JAPAN プロジェクト参加規約

## 第一条【目的】

HOT JAPAN プロジェクト（以下「本会」という。）は日本の入浴文化の研鑽と振興、及び次代への継承のために、会員相互の連繋や技術交流を基に創意工夫による価値観を涵養し、日本における伝統文化の昂揚発展と海外に向けた認知度向上に寄与することを目的とする。

## 第二条【総則】

### ① 会員規約の適用について

本会は、会員との間に本規約を定め、これにより本会の運営を行います。また、本会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

### ② 会員規約の変更について

本会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、本会の サイト上への掲載、電子メール、書面その他本会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

### ③ 用語の定義について

本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

(1) 会員とは、本会の目的に協賛して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された事業主・法人・団体をいう。

(2) 書面とは、本法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による本法人事務局への通知、連絡も書面と認められます。

## 第三条【会員】

### ① 会員資格について

本会は、本会の主旨に協賛し、理事会にて承認された事業主・法人・団体などをもって組織する。

### ② 入会申込等について

(1) 本会への入会申込みをする方は、入会申込書に必要事項を記入して、事務局に提出することとします。

(2) 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、理事会は、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

(3)会費の納入日を入会日とする。

(4)会員が本法人を退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

### ③ 会費について

会員の会費は次の通りとする（※会費に消費税はかかりません。）

(1)年会員 30,000 円

(2)会員は理事会からの入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。

(3)納付された年会費は、年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

### ④ 会員の権利について

(1)会員の証となるロゴの使用権利を持ちます。

(2)ホームページに会員情報及びイベント予告・開催情報を掲載いたします。

(3)事務局主催イベントやセミナー時における会員特別価格でご案内いたします。

(4)本会の投票による決議案につき議決権を持ちます。

### ⑤ 会員の義務について

(1)本会の会費を納入する。

(2)会員情報の提供及び活動への参加。

(3)会員の登録事項に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行う。

(4)本会の拡大に努める。

(5)担当窓口の設置。

### ⑥ 退会について

(1)会員が本会を退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(2)会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。

・後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。

・死亡または失踪宣告を受けたとき。

・法人または団体が解散し、または破産したとき。

・会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないとき。

### ⑦ 除名について

本会は会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

(1)会費が支払われないとき。

(2)内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。

- (3) 本会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合。
- (4) 本会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 本会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき。
- (7) 本規約に違反した場合。
- (8) その他、本会が会員として不相当と判断した場合。

#### ⑧ 会員の資格喪失に伴う権利及び義務について

- (1) 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。
- (2) 本会は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第四条【情報管理】

#### ① 個人情報の保護について

- (1) 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
- (2) 本会は、本会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに個人情報を適切に取り扱うものとします。

### 第五条【知的財産】

#### ① 知的財産の帰属について

本会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本会に帰属します。

#### ② 知的財産の保護について

本会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に 有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

### 第六条【損害賠償等】

#### ① 損害賠償について

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を本会に賠償することとします。

## ② 免責について

本会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第七条【その他】

### ① 合意管轄について

会員と本会の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### ② 規定の追加について

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次本会が定めるものとします。

## （ 付 則 ）

本規約は、平成 27 年 3 月吉日より施行する。